

消費者と行政のパイプ役 各種モニターが決まりました

平成16年度の各種モニターが決まりました。消費生活モニターは、市の消費者行政に関する施策のほか、市民の消費生活の実態について広く消費者の意見を聞き、行政に反映させることを目的に設置されたもので、消費者と行政のパイプ役としての役割を担っています。お気軽にモニターまでご相談、ご意見をお寄せください。各種モニターは、次のとおりです。(敬称略)

- 長門市消費生活モニター**
- 山近志都恵 (通10区)
 - 中谷知加恵 (本町区)
 - 田原富子 (新開町区)
 - 古藤睦美 (江良区)
 - 田中輝子 (正明市3区)
 - 田金笑子 (下川西区)
 - 大西美枝 (下川西区)
 - 松本さゆみ (後ヶ追区)



- 岡田久美子 (河原区)
- 村田美代子 (洪木3区)
- 岡嶋雪江 (湯町区)
- 山口県くらしの相談員
- 宮崎富代 (緑ヶ丘区)
- 国民生活モニター
- 和田小夜子 (祇園町区)
- 山口県商品量目監視員
- 吉津玲子 (祇園町区)
- 林 良恵 (正明市1区)

● 問い合わせ 商工係

中退共制度で退職金を

退職金の準備は万全ですか？中退共制度は中小企業で働く従業員のための退職金制度を運営しています。

中退共は国の制度なので掛金

助成や税法上の優遇など、有利な特色がいっぱいです。安全・確実な中退共制度をぜひご利用ください。

● 問い合わせ 商工係

市県民税の特別徴収にご協力を

給与所得者(サラリーマン等)については、原則として市県民税を特別徴収によって徴収することとなっています。

特別徴収は毎月の給料から市県民税を天引きする方法で、従業員の方にとっても納税の手間を取らず、また所得税の源泉徴収と比べ年末調整のない分簡単ですので、所得税を毎月の給与から源泉徴収されている事業所については、市県民税も特別徴

収にしてくださいようご協力をお願いします。
今まで特別徴収をされていない事業所で平成16年度から新たにご協力いただける事業所がありましたら5/21(金)までにご連絡ください。
また、後日税務課から直接電話で特別徴収のお願いをする場合もありますのでご協力をお願いします。

● 問い合わせ 市民税係

平成16年度市県民税所得証明の発行について

平成16年度市県民税に係る所得証明(平成15年中の所得)の発行については次のとおり開始します。

- 所得証明発行開始日
- ・ 市県民税が給料から天引きさ

れる人(特別徴収) 5/10(月)から
・ 市県民税を納付書や口座振替で納付される人(普通徴収) 6/14(月)から

● 問い合わせ 市民税係

排水設備工事責任技術者更新講習

● とき 7/16(金)

9:30~12:00

た責任技術者

● 申込期間

5/10(月)~24(月)

- 対象者 平成5年・平成8年・平成11年に資格を取得し

● 申し込み・問い合わせ 業務係

ハートピア共済に 加入しませんか

ハートピア共済制度は、中小企業で働いている未組織の勤労者福祉の向上を目的とし、山口県下全域にわたって実施されている共済制度です。

月々わずかな掛け金で、死亡、障害、入院、住宅災害などの事態に対してセットで保障され、結婚や出産、銀婚、小・中・高校入学祝いにも給付されます。従業員への福利厚生面をより充実させるためにお勧めします。

● 申し込み・問い合わせ

商工係

● 掛金等

型種	対象者	加入年齢	月掛け金(円)	交通事故死亡の給付金額
1型 2型 3型	県内に住所または勤務先がある中小企業の勤労者で契約発効日の前日まで健康な人(事業所加入される場合は、事業主も加入できます)	満15歳以上 満65歳未満	450円 900円 1,500円	240万円 480万円 720万円
4型	同上	満15歳以上 満50歳未満 (満55歳になるまで継続加入できます)	2,000円	1,000万円
高齢者型	同上	満65歳以上 満71歳未満	450円	100万円
ファミリー型	1型~4型に加入している本人と配偶者および子ども	0歳以上 満65歳未満 (子どもは満25歳未満)	500円	200万円